

土木学会 定款

昭和 38 年 8 月 1 日	全面改正
” 39 年 8 月 8 日	一部改正
” 40 年 8 月 16 日	”
” 48 年 7 月 23 日	”
” 51 年 8 月 11 日	”
” 58 年 7 月 8 日	一部変更
平成 7 年 3 月 31 日	一部改正
平成 11 年 11 月 1 日	一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人土木学会（以下「学会」と称する）という。

(事務所)

第 2 条 この学会は、事務所を東京都新宿区四谷 1 丁目無番地におく。

(支部)

第 3 条 この学会は、支部をつぎの地区におく。

北海道地区，東北地区，関東地区，中部地区，関西地区，中国地区，四国地区，西部地区

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 4 条 この学会は、土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この学会は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1)土木工学に関する研究発表会，講演会，講習会等の開催および見学視察等の実施
- (2)会誌その他土木工学に関する図書，印刷物の刊行
- (3)土木工学に関する調査，研究ならびに奨励，援助
- (4)土木工学に関する学術，技術の評価
- (5)土木工学に関する啓発および広報活動
- (6)土木工学の発展に資する国際活動
- (7)土木関係情報，図書，その他資料の収集・保管および社会への情報提供
- (8)土木図書館の運営および管理
- (9)土木工学に関する建議ならびに諮問に対する答申
- (10)その他目的を達成するために必要なこと。

第 3 章 会員

(会員の種別および称号)

第 6 条 会員は、つぎの 3 種とする。

(1)正会員

- 1)個人 つぎの 1 に該当する者

ア 土木事業に関し、学識経験ある者

イ 土木工学専門の教育を受け、その業務に従事している者

ウ 前各号に準ずる者

2)法人 建設業、建設コンサルタント、その他土木に関連する事業を行う法人で土木学会細則（以下「細則」という。）で定める業種とする。

(2)学生会員 土木工学に関する学科を修めるため大学、工業高等専門学校、高等学校およびこれらに準ずる学校に在学中の者。

(3)特別会員 正会員以外で、この学会の目的、事業に賛同する個人または団体。

2. 土木分野において責任ある立場で活躍してきた正会員である個人であって、理事会が認めた者についてフェローの称号を贈る事ができる。

3. 土木工学又は土木事業に関する功績が特に顕著であって理事会が認めた者について名誉会員の称号を贈ることができる。

（入会と会費）

第7条 正会員、学生会員および特別会員となるには細則の定めるところにより入会手続きをなし、理事会の承認を経なければならない。

2. 正会員が法人である場合は、入会と同時に、本会に対する代表者としてその権利を行使する者（以下「正会員代表者」という。）を定めて本会に届け出なければならない。

正会員代表者を変更した場合も同様とする。

3. 会員は細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

4. 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

（資格の喪失）

第8条 会員は、つぎの事由によって、その資格を喪失する。

(1)退会

(2)禁治産者若しくは準禁治産者宣告又は破産宣告

(3)死亡、失踪の宣告又は法人若しくは団体である会員の解散

(4)除名

（退会）

第9条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。

2. 会費を1ヶ年以上滞納した会員については、理事会の議決を経て、その者が退会したものと認定して処理することができる。

（除名）

第10条 この学会の名誉を傷つけまたはこの学会の目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

第4章 理事および監事

（理事および監事の定数）

第11条 この学会に、つぎの理事および監事をおく。

(1)理事 25名以上30名以内、うち会長1名、副会長5名および専務理事1名

(2)監事 2名以内

（理事及び監事の選任）

第12条 理事及び監事は、正会員の中から総会で選任する。

2. 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名および専務理事1名を定める。

3. 理事および監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。

(理事の職務)

第13条 理事は、つぎの各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

(1)会長は、この学会を代表し、会務を総理する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

(3)専務理事は、会長および副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。

(4)前各号以外の理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決によって会務を処理する。

2. 理事は、理事会において第18条に定める事項を審議表決する。

3. 理事は、監事を兼ねることができない。

(監事の職務)

第14条 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わらない。

3. 監事は、理事を兼ねることができない。

(理事及び監事の任期)

第15条 理事および監事の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2. 理事および監事の任期の始期は、選任された通常総会からとする。

3. 補欠による理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 理事および監事は、任期満了あるいは辞任の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事、監事の報酬)

第16条 理事および監事は、無給とする。ただし、専務理事は有給とする。

第5章 会議

(理事会の組織と招集)

第17条 理事会は、理事をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。

2. 理事会は、毎年6回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときには、臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

第18条 理事会は、総会に提出する議案のほか、総会の権限に属するものを除き、会務執行のため必要な事項を議決する。

(理事会の定足数および議決)

第19条 理事会は、理事現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。

2. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の構成および招集)

第 2 0 条 総会は、第 6 条第 1 項第 1 号の正会員をもって構成する。

2 . 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する。

3 . 臨時総会は、つぎの場合会長または監事が招集する。

(1)会長が必要と認めたとき

(2)監事が必要と認めたとき

(3)正会員現在数の 2 0 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたとき。この場合、請求のあった日から 3 0 日以内に招集しなければならない。

(4)総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の招集方法)

第 2 1 条 総会の招集は、開催 2 週間前に、日時、場所および会議に付議すべき事項をこの学会の刊行物または書面をもって会員に通知する。

(総会の定足数および議決)

第 2 2 条 総会は、正会員現在数の過半数以上の出席によって成立する。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。

2 . 総会における正会員の議決権は各 1 個とし、議事は、この定数に別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決事項)

第 2 3 条 総会は、つぎの事項を議決する。

(1)理事および監事の選任

(2)事業計画および収支予算

(3)事業報告および収支決算

(4)定款の変更

(5)基本財産への繰入

(6)長期借入の承認

(7)基本財産の処分または担保の設定

(8)解散および残余財産の処分

(9)その他理事会において必要と認めた事項

(議事録)

第 2 4 条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印の上議長これを保存する。

(総会の決議事項の通知)

第 2 5 条 総会の決議事項は、会員に通知する。

第 6 章 事務局および職員

(事務局および職員)

第 2 6 条 本会に会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。

2 . 職員の任免は、理事会の議を経て会長が行う。

3 . 事務局の職制その他は別にこれを定める。

第7章 資産および会計

(資産の区分)

第27条 この学会の資産の区分は、つぎの2種とする。

(1)基本財産 総会において繰入れを議決された財産

(2)運用財産 会費、事業から生ずる収入、資産から生ずる果実、寄付金その他基本財産以外の財産

(基本財産の処分に関する制限)

第28条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(会計年度)

第29条 この学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ、変更することはできない。

(解散)

第31条 この学会を解散しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この学会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 補則

(定款施行)

第33条 この定款施行に必要な規定は、理事会の議決を経て細則で定める。

付則

1. この定款は、文部大臣の認可のあった昭和38年8月1日から実施する。
2. 旧定款による常議員は、この定款施行の日から評議員となる。

付則(昭和48年5月29日 第59回通常総会議決)

この変更定款は、文部大臣の認可の日(昭和48年7月23日)からこれを施行する。

付則(昭和48年5月29日 第59回通常総会議決)

この変更定款は、文部大臣の認可の日(昭和51年8月11日)からこれを施行する。

付則（昭和58年5月24日 第69回通常総会議決）

1. この変更定款は、文部大臣の認可の日（昭和58年7月8日）からこれを施行する。
2. この定款変更前に名誉会員に推挙された者は、この定款後、正会員（個人）とし（外国人を除く）、第6条第3項に掲げる名誉会員の称号を贈られた者を見なす。

付則（平成6年5月30日 第80回通常総会議決）

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成7年3月31日）から施行する。

付則（平成10年5月29日 第84回通常総会議決）

付則（平成11年5月28日 第85回通常総会議決）

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成11年11月1日）から施行する。

付則 主務大臣名の変更（平成13年1月6日）

文部科学省設置法、文部科学省組織令および文部科学省組織規則等の施行による。